

【別紙様式3－2 提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕（素案）」に対する意見募集を行った結果、3名の方及び1団体から計4件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項目	意見の内容	意見に対する考え方
施策の柱Ⅲ 1-(1) 「有害図書類等の指定や書店への立入調査・指導等により、性の商品化や暴力を助長するような環境の排除に向けた取組を行います。」について	<p>「有害図書」は本当に有害であるという科学的根拠はない。また「性の商品化」や「暴力を助長する表現」は極めて主観的な基準、抽象的な概念である。</p> <p>明確な法的根拠や規準無しに直接的な立入調査や指導、さらには表現物の排除を可能とする本規定は、法治主義の観点から問題があり、表現の自由を著しく萎縮させる恐れがあり、青少年健全育成を目的とする青少年健全育成条例に基づく有害図書指定の趣旨とも異なる運用となることから、本記載は削除すべきである。</p> <p>(類似の意見 計3件)</p>	<p>本取組における有害図書類等の指定や書店等への立入調査・指導等は、栃木県青少年健全育成条例に基づく当該指導等が、女性等に対する暴力の根絶にも資すると考え、本計画にも取組として記載するものです。については、計画案の当該取組部分に、栃木県青少年健全育成条例に基づくものであることを明記します。</p> <p>なお、「性の商品化」は「性犯罪」に修正します。</p> <p>〔修正後〕</p> <p>「<u>栃木県青少年健全育成条例に基づく有害図書類等の指定や書店等への立入調査・指導等の有害環境の浄化の取組を通し、性犯罪や暴力を助長するような環境の排除に努めます。</u>」</p>
	<p>有害図書指定の制度の目的は18歳未満の青少年の健全育成であるが、18歳未満の図書の閲覧状況のみさえ改善すれば女性への暴力を根絶できるという確かな統計はない。しかし全年齢に適用することは制度の曲解・濫用・越権であり、憲法21条の表現の自由に抵触する恐れもある。</p> <p>また、「有害図書」とされたものの作者は女性も多く、本取組により女性の人権を侵害する恐れがある。</p> <p>「性の商品化」の意味の詳細が理解され辛い上に拡大解釈される恐れもある。</p> <p>これらの理由から本取組は削除した方が望ましい。</p>	<p>本取組は、栃木県青少年健全育成条例の規定に基づく有害図書類等の指定や販売等の制限が、女性等に対する暴力の根絶に資する取組の一つであると考えられることから、本計画に記載するものです。</p> <p>また、有害図書類の指定や販売等の制限は、作者の性別にかかわらず内容から判断し作品に対して行うものであり、作者に対する人権侵害には当たらないと考えます。</p> <p>なお、「性の商品化」は「性犯罪」に修正します。</p> <p>〔修正後〕</p> <p>「<u>栃木県青少年健全育成条例に基づく有害図書類等の指定や書店等への立入調査・指導等の有害環境の浄化の取組を通し、性犯罪や暴力を助長するような環境の排除に努めます。</u>」</p>